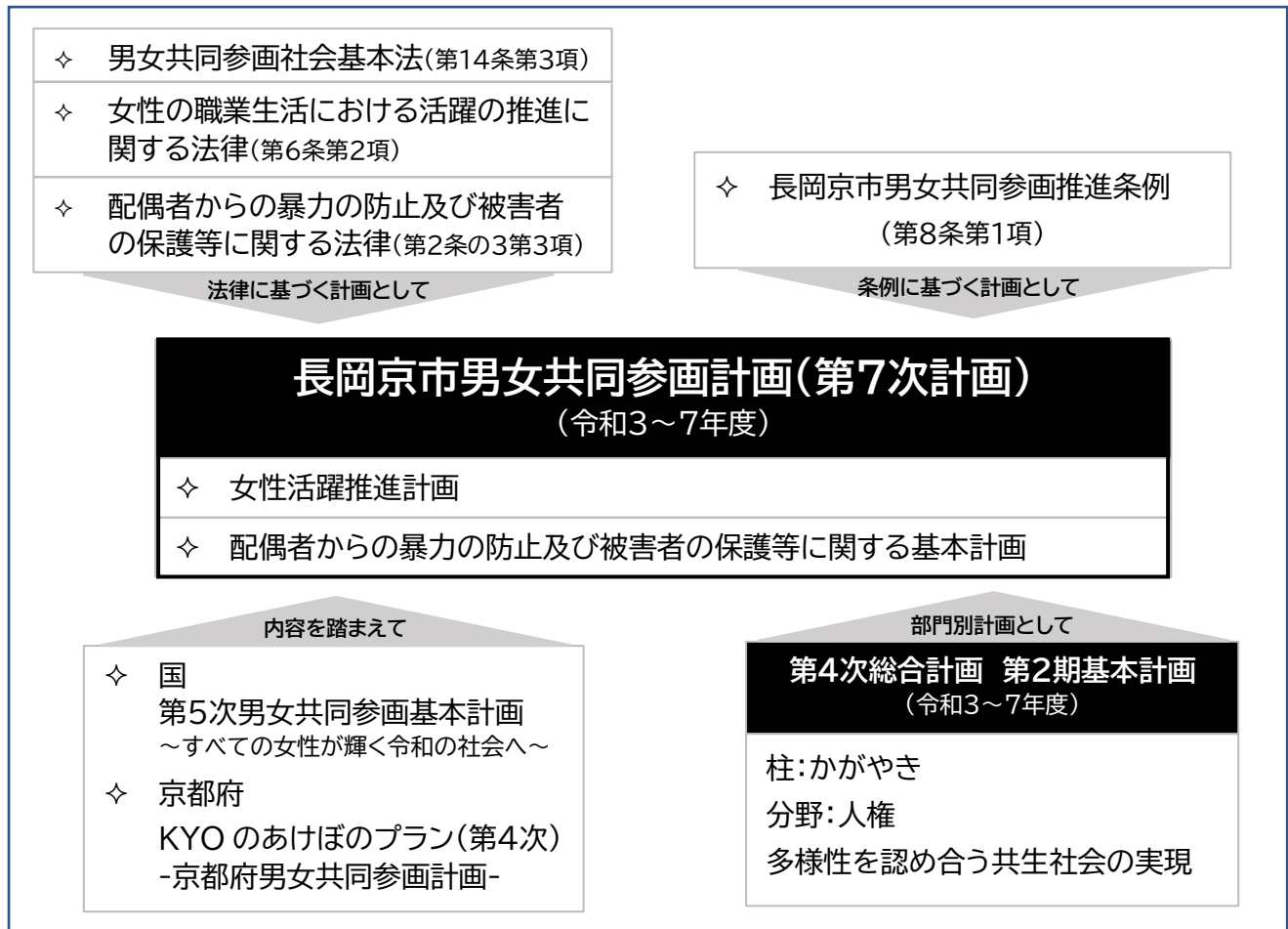


長岡京市男女共同参画計画及び次期第8次計画策定に向けて

性別にとらわれず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、だれにとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画。

1. 計画の位置づけ



2. 長岡京市男女共同参画計画の内容(現行)

(1) 男女共同参画推進条例がめざすこと(条例の基本理念)

- ① 個性と能力を発揮する機会の確保
- ② 多様な生き方の選択の自由
- ③ あらゆる意思決定の場への共同参画
- ④ 家庭生活と社会生活の両立
- ⑤ 個人の尊厳と男女平等の意識を育む教育・保育
- ⑥ 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の保障
- ⑦ 均等で健全な就業環境の保障
- ⑧ 暴力の根絶
- ⑨ あらゆる人の人権への配慮
- ⑩ 国際的取り組みとの協調

(2)基本目標と取組方針

基本目標	取組方針
1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	① 男女平等・男女共同参画意識の浸透 ② 性の多様性を認め合う意識の醸成
2. 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	③ 子どもにとっての男女共同参画の理解促進 ④ 生涯学習の場での男女共同参画の推進
3. あらゆる分野における女性活躍の推進 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「 <u>長岡京市女性活躍推進計画</u> 」と位置づけ)	⑤ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大 ⑥ 働く場における女性の活躍推進 ⑦ 地域における男女共同参画の推進 ⑧ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
4. あらゆる暴力の根絶 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める「 <u>長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画</u> 」と位置づけ)	⑨ 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発 ⑩ 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護 ⑪ ハラスメント防止への取り組み
5. 健康で安心な暮らしの実現	⑫ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく女性の健康支援 ⑬ 生涯を通じた健康づくりの支援 ⑭ 様々な状況にある人への支援と環境整備

(3)計画の推進体制

① 男女共同参画審議会の設置

- ・有識者や団体代表者、市民で構成。
- ・施策実施状況の報告や市民の苦情等への検討。

② 男女共同参画推進本部の設置

- ・市長を本部長とする庁内推進組織。
- ・計画推進のため行政内部の総合調整を図る。

③ 男女共同参画推進本部 幹事職員の配置

- ・庁内での男女共同参画を推進する横断的な組織として、関係各課に配置。
- ・計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう取り組む。

④ 男女共同参画推進のための拠点の充実

- ・男女共同参画センター、多世代交流ふれあいセンター内男女共同参画フロアを拠点施設として整備。
- ・学習、交流、相談、情報提供及び啓発等その他の必要な事業の充実を図る。

(4)計画の進行管理

- ① 施策推進の基礎資料となる各種統計や調査について男女別数値の把握ができるよう、男女共同参画の視点から整備を進める。
- ② 施策の進捗状況を調査するとともに、目標(活動指標)による進行管理を行う。
- ③ 各事業の実施状況、目標の達成状況は、男女共同参画審議会に報告し、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表する。

3. 次期(第8次)計画策定に向けたスケジュール(案)

条例の基本理念と、現計画の基本目標を踏まえて、現在の課題に対応するため次期計画を策定する。

年度	時期	内容
令和6年度	令和6年	➤ 社会動向の調査や課題の洗いだし ➤ 「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」の実施
	7月22日	第1回 男女共同参画審議会 ・＜諮問＞次期計画策定について ・市民・事業所意識調査実施の審議
	8月	男女共同参画推進本部 ・市民・事業所意識調査の調査内容に関する協議
	8～9月	市民・事業所意識調査の調査客体抽出・調査実施
	令和7年 1月	市民・事業所意識調査の結果(調査報告書案作成)
	2月	第2回 男女共同参画審議会 ・市民・事業所意識調査報告書案の審議 男女共同参画推進本部 ・市民・事業所意識調査報告書案の協議
	3月	市民・事業所意識調査報告書作成 ・議会への報告、市民への公表
	令和7年	➤ 「男女共同参画計画 第8次計画」の策定 ➤ 計画骨子案の作成
	7月	第1回 男女共同参画審議会 ・計画骨子案の審議
令和7年度	7～10月	庁内各課・関係団体へのヒアリング
	9月	計画素案の作成
	10月	第2回 男女共同参画審議会 ・計画素案の審議 男女共同参画推進本部 ・計画素案の協議
	11月	パブリックコメント実施
	令和8年 1月	計画最終案の作成
	2月	男女共同参画推進本部 ・計画最終案の協議 第3回 男女共同参画審議会 ・計画素案に対するパブコメ結果と市の考え方について ・計画最終案＜答申＞
	3月	パブリックコメントへの回答 計画策定 ・男女共同参画推進本部・議会への報告、市民への公表

【参考】関係法令

■男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日施行)

- ・男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定める。
- ・国や地方公共団体、国民の責務を明らかにする。
- ・男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を、総合的にかつ計画的に推進する。

【第14条第3項(都道府県男女共同参画計画等)】

- ・市町村は、男女共同参画基本計画や都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)を定めるように努めなければならない。

■長岡京市男女共同参画推進条例(平成 22 年 10 月 1 日施行)

- ・男女共同参画の推進に関する基本理念を定める。
- ・市と市民、事業者、教育関係者の責務を明らかにする。
- ・市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施する。

【第8条第1項(男女共同参画計画)】

- ・市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(男女共同参画計画)を策定しなければならない。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年 10 月 13 日施行)

(配偶者暴力防止法)

- ・配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

【第2条の3第3項(都道府県基本計画等)】

- ・市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(女性活躍推進法)

- ・女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、基本原則を定める。

【第6条第2項(都道府県推進計画等)】

- ・市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)を定めるよう努めるものとする。

New

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 6 年 4 月 1 日施行)

- ・困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定める。
- ・年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化するための新法。

【第8条第3項(都道府県基本計画等)】

- ・市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)を定めるよう努めなければならない。